

平成29年11月2日  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

### 職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

- 1 被処分者及び処分の種類  
施設職員（1名） 解 雇
- 2 処分発令日  
平成29年10月31日
- 3 処分の理由  
職員就業規則違反
- 4 事案の概要  
覚せい剤取締法違反により逮捕され、起訴されたもの（当該非違行為者は被疑事実を認めている。）。

以上